



市民の皆さんのお声を
市政運営に活かす

「行政改革懇談会委員」を募集します

- 応募資格 /
 ① 仙北市に住所を有する方
 ② 満20歳以上の方（平成25年4月1日現在）
 ③ 行財政に関する方
 ④ 平日の昼間に開催する会議に参加できる方

- 選考方法 / 応募された書類により、審査のうえ決定します。
 ※ただし、定数を超える応募があった場合、仙北市の他の協議会、審議会等の委員になつてない方を優先します。

- 方が、総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。
 4月1日付けで、次の3人の行政相談委員は、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受付け、皆さんと関係行政機関との間に立って、その解決を図っているほか、毎月第2水曜日（13時～16時）に神代出張所、毎月第3水曜日（13時～16時）に田沢湖総合開発センターで、定期相談所を開催していますので、お気軽にご相談ください。

行政相談委員が委嘱されました

- 総務課 ☎ 43-1111
- ホームページ <http://www.city.semboku.akita.jp/>
- 田沢湖地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 田沢出張所（サポートセンター） ☎ 43-1351
- 上松木内出張所（サポートセンター） ☎ 43-1352

- 角館地域センター（サポートセンター） ☎ 43-3309
- 西木地域センター（サポートセンター） ☎ 43-2200
- 松木内出張所（サポートセンター） ☎ 48-2001
- 上松木内出張所（サポートセンター） ☎ 49-2159

**仙北市
安全・安心メール
にご登録ください！**

配信される情報
◆防災情報 ◆安心情報
◆子育て情報 ◆学校情報
空メールで簡単登録！
toroku@anshin.city.semboku.akita.jp

へ空メールを送信。返信されるメールの内容に従って本登録を行ってください。

●問合せ／総合情報センター ☎ 43-3339

- 問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1117
- 問合せ／税務課、角館・西木地域センター ☎ (43) 2296
- ※ 多重債務に関する相談も随時行っていますので、ご遠慮なく来庁またはご連絡ください。

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。また、諸事情により市税を納めることができ難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。

● 日時／4月30日（火）

17時15分～19時

- 問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1117
- 問合せ／税務課、角館・西木地域センター ☎ (43) 2296

4月30日 夜間納税窓口開設 のお知らせ

5

上下水道の 各種手続きについて

6

上下水道の使用を開始するとき、中止するとき、使用者の名義を変更するとき、下水道使用人数（人數制により算定されている方）を変更するときは、届出が必要です。企業局、下水道課、各地域センター、各出張所窓口に印鑑を持参の上、手続きをお願いします。なお、中止の手続きを忘れますと、使用しなくても基本料金は発生しますのでご注意ください。また、支払い口座を変更する場合は、金融機関窓口での手続きが必要です。

- 問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎ (43) 1117
- 問合せ／税務課（田沢湖庁舎） ☎ (43) 2296

市内の水道に加入すると、24時間安心して水道水が利用できます。法に定められた水質検査を行っていますので、安全で安心な水道水が利用できます。水道が利用できる地域にお住まいの方は、まだ加入していない方は、安心して利用できる市の水道への切り替えをお願いします。

② 水道を利用するには

新たに水道を利用するためには、給水装置工事が必要です。

工事を行うときは、企業局への工事は、お客様が指定工事店が行います。指定工事店以外の事業者が、工事を行なうことはできませんので、ご注意願います。

工事を行うときは、企業局への工事費用は、お客様の負担となります。新規工事申込みが必要ですが、お客様が指定工事店にお申し込みいただることにより、この手続きを指定工事店が代行します。

① 安全で安心な 水道水のご利用を

キレイな水で快適な暮らしを

8

水道を利用されて いる皆様へのお願い

ります。詳しくは企業局へお問い合わせください。

水道料金は毎月、市で委託した検針員がお客様のお宅のメーターポックスの上には、物を置かないようにしてください。③犬が、出入り口やメーターや近づかないように配慮してください。

④上記の他にも、安全で正確な検針のために、検針員からお客様へご協力ををお願いする場合がありますので、よろしくお願ひします。

● 問合せ／企業局 ☎ (54) 2388

住宅用太陽光発電導入補助金

- 補助内容／1キロワットあたり5万円（上限は20万円）※国や県の補助事業については、取扱事業所や各機関などにご相談ください。
- 問合せ／企画政策課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1112

電気自動車用充電器設置事業補助金

次世代自動車の普及で、低炭素化とクリーンな観光地づくり！

- 支援内容／充電設備機器費および設置工事費の1/2以内（1/3以内の場合有）上限50万円
- 対象者／市内に事業所を有する法人または個人事業者等
- 問合せ／企画政策課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1112



● 応募方法／所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・FAX・メールにより応募してください。記載事項は、氏名、住所、生年月日、職業などのほか、行財政改革に関するご意見等です。（応募書類は返却しません。また、応募者の個人情報は、選者のため以外には使用しません）

- 応募用紙／応募用紙は、企画政策課などのほか、行財政改革に関するご意見等です。（応募書類は返却しません。また、応募者の個人情報は、選者のため以外には使用しません）
- 応募先・問合せ／
〒014-1298
仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
仙北市役所 企画政策課
政策推進係
☎ (43) 1112
FAX (43) 1300
E-mail kikaku@city.semboku.akita.jp

- 選考方法／応募された書類により、審査のうえ決定します。
 ※ただし、定数を超える応募があった場合、仙北市の他の協議会、審議会等の委員になつてない方を優先します。

- 選考方法／応募された書類により、審査のうえ決定します。
 ※ただし、定数を超える応募があった場合、仙北市の他の協議会、審議会等の委員になつてない方を優先します。



- 小西範子 ☎ (49) 2154
西木町上松木内字中泊97
● 問合せ／総務課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1111
- 大槻進 ☎ (53) 2690
田沢湖生保内字水尻7
● 難波輝子 ☎ (43) 0782
角館町七日町34
● 問合せ／総務課（田沢湖庁舎） ☎ 43-1111

雇用創出制度の お知らせ 9

従業員の雇用をお考えの皆様、ぜひ事業のご活用をご検討ください。

いずれも、ハローワークの紹介により雇用対象者を雇い入れることができます。

【県単独事業】

- ①緊急就職サポート事業
離職者等を雇用し、0JTとOFF-JTを組み合わせた研修を行い研修終了時までに対象者を正規雇用する場合、人件費と研修費を交付します。

◆0JT＝日常の業務に就きながら行う教育訓練

- OFF-JT＝通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練

◆研修期間：自安となる金額

- 3か月…50万円

◆12か月（1年）…200万円（上限額）

- ※参考／1人雇用当たりの交付金額

※事前に事業計画の提出が必要です。

仙北市商店街等賑わい支援事業補助制度を創設しました 11

商店街を活性化するための自主的な活動を通じて、市内消費の拡大や地域振興を推進することを目的とした補助制度です。

- 補助対象者／補助を受けることができる団体は、商店街団体や5店舗以上の商店で構成される団体となります。（同業種およびチェーン店のみの団体は該当しません）

●補助対象事業／商店街および商店の振興発展に有効と認められる次の事業で、補助対象経費の総額が10万円以上のものです。

- ①商店等の活性化のためのイベント開催事業
- ②販売促進に結びつく催事等開催事業
- ③その他市長が認める事業

●補助対象経費／賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品料、検査料、保険料、広告料）、借上料、仮設工事費、原材料費、補助金額／補助対象経費の2分の1以内で30万円を限度

仙北市市内産品等売込み支援事業補助制度を創設しました 12

申請時期／事業着手前の申請が必要です。
●申込・問合せ／商工課（角館中町庁舎）
☎ (43) 3351

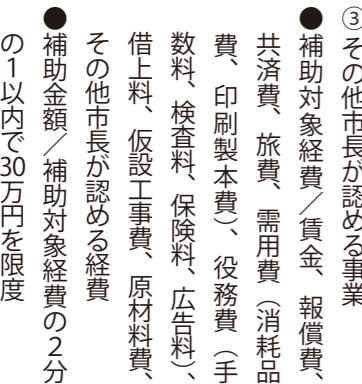
もので、販売品における市内産品の割合が2分の1以上であること。

●申請時期／事業着手前の申請が必要です。
●申込・問合せ／商工課（角館中町庁舎）
☎ (43) 3351

ほじよ犬（身体障害者補助犬）にご理解を！
ほじよ犬は、目、耳や手足に障がいのある方の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。ほじよ犬は、身体障害者補助犬法に基づき特別な訓練を受けていて、地域で障がいのある方と一緒に生活しています。公共施設、公共交通機関、商業施設、飲食店、病院などは、ほじよ犬の同伴を受け入れることが義務付けられています。皆さんのご理解をお願いします。

仙北市内では、田沢湖生保内在住の高橋保生さんが盲導犬とともに生活しています。ハイブリット車等の静かな車両の発見に遅れることもあります。この点についてもご配慮をお願いします。

●問合せ／社会福祉課（西木庁舎）
☎ (43) 2288



すべてに該当するものとします。
①複数の事業者が協同して実施する複数の事業者は、首都圏等で行う販売活動のうち、次の各号の

●補助対象事業／補助金の交付対象となる事業は、首都圏等で行う販売活動のうち、次の各号の



高橋保生さんと盲導犬ウラン

仙北市商工業起業等応援事業が変わりました 10

②正規雇用奨励事業
事業主都合離職者の安定した正規雇用を促進するため、事業主都合離職者を採用する企業に、正規雇用奨励金を支給します。

※対象者1人につき50万円（国のトライアル雇用奨励金を併用する場合は38万円となります）

市内の起業や業務拡張に事業経費の一部を補助する制度です。

●農林漁業、金融・保険、医療・福祉、風俗営業等の事業でないこと。
●市内で住所があること。
●市内で事業を行うこと。
●市税を完納していること。
●他の補助制度を受けていないこと。

【市単独事業】

- ①仙北市雇用創出助成金
市内事業者が市内居住の方を正規雇用された場合に雇用創出助成金を交付します。

県事業との併用はできませんが、事業主都合により離職された方を6か月以内に採用した場合に限り県（正規雇用奨励事業）事業との併用ができます。

※対象者一般1人につき15万円、新卒者1人につき30万円（第1期・2期の実績により2回に分けて交付します）

●いずれの助成制度も、それぞれ一定要件が定められています。

詳しくは県ホームページ、市民情報→産業・仙北市雇用創出助成金についてをご覧ください。

●問合せ／商工課（角館中町庁舎）
☎ (43) 3351

●改正点／次の要件を追加
◆補助対象者を中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業（※）であること。
※常時雇用20人以下の企業（商業またはサービス業は5人以下）

●起業等に要する経費が20万円以上であること。
●市税を完納していること。
●新規開業を目的とした試験出店

●申込・問合せ／商工課（角館中町庁舎）
☎ (43) 3351

●改正点／次の要件を追加
◆施設整備費、機械等購入費、その他事業開始に係る経費など

●新規開業を目的とした試験出店

●対象経費

●改正点／次の要件を追加
◆新規起業／補助対象経費の2分の1以内で対象経費300万円以下は30万円限度、300万円超は60万円限度

●試験出店／補助対象経費の2分の1以内で月額5万円以内、6か月限度

●申込・問合せ／商工課（角館中町庁舎）
☎ (43) 3351

●施設整備費、機械等購入費、その他の事業開始に係る経費など

●改正点／次の要件を追加
◆新規開業を目的とした試験出店

●対象経費

●改正点／次の要件を追加
◆新規開業を目的とした試験出店

●申込・問合せ／商工課（角館中町庁舎）
☎ (43) 3351

●施設整備費、機械等購入費、その他の事業開始に係る経費など

●改正点／次の要件を追加
◆新規開業を目的とした試験出店

●申込・問合せ／商工課（角館中町庁舎）
☎ (43) 3351

のための店舗賃借料
●施設整備等と併せて行うホームページ新規作成経費

ページ



仙北市障がい者（児）タクシード利用券給付事業について

14

在宅の障がい者等の外出支援を図るため、障がい者等が利用するタクシーの利用料金の一部として利用券を交付する事業を平成25年度から開始します。

利用券の交付枚数は、1か月2枚の交付で、年度内の最大交付枚数は24枚（平成25年度は5月中に申請した場合）です。

- 対象者／次のいずれかに該当する方（施設入所者は除く）／
 - ◆ 身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
 - ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
 - ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
 - ◆ 特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者の方

利用券の給付を受ける方は、5月から下記市役所窓口で申請してください。

- お待ちいだぐ物／印鑑、障害者手帳または特定疾患医療受給者証

● 申請窓口／仙北市役所社会福祉課（西木戸舎）、角館地域セン

次の条例（案）について パブリックコメント（意見募集）を行います

18

仙北市空き家等の適正管理に関する条例（案）

市では、近頃問題となつていて空き家等について、適正な管理と所有者の責務・管理不全な状態の防止や解消を目的に条例制定に向けて検討を行っています。

これまで、市役所内関係課と協議をし、また他市町村の条例等を参考に条例の（案）を作成しました。

つきましては、市民の皆様から条例（案）へのご意見を募集します。

- 意見募集対象／仙北市空き家等の適正管理に関する条例（案）

● 募集期間／4月16日（火）～5月2日（木）

● 意見募集対象者／市内に住所を有する方

- ◆ 市内に事業所または事務所を有する個人および法人その他の団体
- ◆ 閲覧場所／環境防災課（角館戸舎）、田沢湖地域センター、西木戸舎、田沢湖出張所、仙北市ホームページ

※施設での閲覧は、土・日曜日、祝日を除く。8時30分～17時

健康食品の送り付け商法にご注意ください！

5

「購入したおぼえがないのに健康食品が送りつけられ、高額な代金を請求された」などといった相談が、秋田県内では、1年で160件ほど寄せられています。

断ったにもかかわらず一方的に送られてきた場合は、遠慮せずに配達員の方に商品の受け取りを拒否することを伝えましょう。

お困りの際はお気軽にご相談ください。情報提供も受付しています。

- 【消費生活相談窓口】環境防災課（角館戸舎）
■ (43) 33308

秋田県生活センター
■ 018 (8335) 0999

「近頃、体が硬くなつた」「運動不足かも」「ストレッチの種類を覚えた」。そんなとき、スポーツ推進委員会がお邪魔して、立位や座位などのストレッチ体操や歩き方と一緒に行います。また、体力測定の実施などもお手伝いします。

みんなで楽しめる軽スポーツがあるみたいだけど…。

そんなとき、スポーツ推進委員会が「ペタンク」をおすすめします。大人数で玉を放り投げるゲームです。ワイワイガヤガヤと進み、最終投で大逆転もあります。

ぜひ、お試しください。

仙北市では平成25年5月29日（水）に行われる『チャレンジデー』に参加します。（今年で3回目の参加です）

今年の対戦相手は、福島県会津坂下町（あいづばんげまち、人口1万6801人、参加10回）に決定しました。

- 申請窓口／スポーツ振興課（角館戸舎）■ (43) 33390

仙北市のスポーツ推進委員を派遣します

16

住民総参加型
スポーツイベント
チャレンジデー



仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（案）

市では現在、仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例制定に向けて検討を行っています。

平成24年1月25日に仙北市選挙管理委員会から「選挙公営制度についての調査報告書」が提出され、「お金のかからない選挙の実現」と「候補者間の選挙運動の機会均等」を目的に、公職選挙法の規定により、市が条例を制定し、選挙運動費用の一部を公費で負担する制度の導入について検討するよう報告がありました。

秋田県内の市（12市）ではすでに導入済みである」とから、市では、これを受けて、市議会全員協議会等に条例案等を提示し協議してきたところです。

つきましては、市民の皆様から本条例（案）へのご意見を募集します。

- 提出方法／
 - ◆ 郵送／〒014-0392 仙北市角館町東勝樂丁19番地 仙北市役所 環境防災課 宛
 - ◆ FAX／(54) 1775 環境防災課 宛
 - ◆ 電子メール／kankyo@city.semboku.akita.jp ※電子メールの件名は「空き家等について」にしてください。
- 提出方法／
 - ◆ 郵送／014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地 仙北市役所 環境防災課 宛
 - ◆ FAX／(43) 1300 環境防災課 宛
 - ◆ 電子メール／somu@city.semboku.akita.jp ※電子メールの件名は「選挙公営について」にしてください。

- 意見募集対象／仙北市議会議員及び仙北市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（案）

● 募集期間／4月16日（火）～5月2日（木）

- 提出方法／
 - ◆ 郵送／014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地 仙北市役所 環境防災課 宛
 - ◆ FAX／(43) 1300 環境防災課 宛
 - ◆ 電子メール／somu@city.semboku.akita.jp

※施設での閲覧は、土・日曜日、祝日を除く。8時30分～17時

- 申請窓口／総務課（田沢湖戸舎）

※電子メールの件名は「選挙公営について」にしてください。

- 問合せ／総務課（田沢湖戸舎）■ (43) 1111

